

広報委員長会議次第

開催日時 令和7年(2025年)5月1日(木)
午後1時30分から
開催場所 市役所3階全員協議会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

(1) 5月の広報事項

① 带状疱疹予防接種の定期接種等について

(健康づくり課)

② 犯罪被害者への支援について

(地域安全課)

③ 戸籍等への振り仮名記載の開始について

(戸籍住民課)

④ 病院事業の企業債事務手続の誤りについて

(経営管理課)

⑤ 市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証結果及び今後の対応方針について

(コンプライアンス推進課・企画政策課)

(2) 市政への要望事項等

① 5月の市政への要望事項等

4 閉 会

≪ 資料データを市ホームページで公開しています ≫

「トップページ」⇒「小田原で暮らす」⇒「行政経営」

⇒「広報・広聴」⇒「広報委員」⇒「広報委員長会議」



带状疱疹予防接種の定期接種等について

1 概 要

带状疱疹予防接種について、本市では令和 6 年 1 月 1 日から任意接種を実施しておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日から予防接種法の定期接種となりました。

なお、令和 6 年に実施していた带状疱疹予防接種の任意接種は、50 歳以上で定期接種の対象ではない市民を対象に令和 7 年度も引き続き実施しています。

2 定期接種について

(1) 対 象 者

過去に带状疱疹ワクチン（生ワクチン（1 回接種）または不活化ワクチン（2 回接種））の接種を完了しておらず、次の①、②のいずれかに該当する方

- ① 令和 7 年度中に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳以上になる方
- ② 接種日の年齢が 60～64 歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいのある方（身体障害者手帳 1 級相当）

(2) 持 ち 物

- ①の方：**接種券（うすみどり色）**、マイナンバー保険証など氏名・生年月日・住所が分かるもの
- ②の方：身体障害者手帳、マイナンバー保険証など氏名・生年月日・住所が分かるもの

(3) 自己負担金

生ワクチン **2,700 円**
不活化ワクチン **7,000 円（1 回あたり）**

3 任意接種費用の一部助成事業について（令和 6 年度に引き続き実施）

- (1) 対象者 50 歳以上の市民（定期接種の対象者を除く）
- (2) 助成額

生ワクチン 4,000 円
不活化ワクチン 10,000 円（1 回あたり）

※実施医療機関 HP 等でご確認ください

犯罪被害者への支援について

本市では、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、令和 7 年 4 月 1 日に「小田原市犯罪被害者等支援条例」を制定し、施行しました。

この条例に基づき、殺人、傷害、性犯罪などの犯罪被害を受け、様々な問題に直面する市民とその家族・遺族からの相談に応じ、神奈川県や関係機関と連携して、各種支援を行います。

また、犯罪被害にあわれた方が、住み慣れた地域で再び安心して平穏な日常を過ごせるようになるためには、身近な方や地域の方など周囲の理解と支援が必要です。

地域や職場、学校などで孤立することや二次被害が生じることがないように、犯罪被害者が置かれている状況を理解し、心情に寄り添うことも、大切な支援となります。

1 市の支援の概要

- (1) 相談窓口 地域安全課市民相談係（犯罪被害者等支援相談窓口）
市役所 2 階・14 番窓口
(相談専用ダイヤル) 0 4 6 5 - 3 3 - 1 4 0 3

(2) 支援内容

日常生活の支援	家事及び介護等費用の助成
	未就学児の一時保育費用の助成
	小学生の一時預かり費用の助成
	配食サービス費用の助成
住居の支援	転居費用の助成
	緊急避難場所の提供（県制度の延泊）
支援金の支給	遺族支援金
	重傷病支援金
	性犯罪被害支援金
専門相談支援	法律相談
	カウンセリング

- (3) 対象者 令和 7 年 4 月 1 日（条例施行日）以降に発生した犯罪により被害を受けた市民、その家族、遺族
※支援については、原則、被害届が警察に提出され受理されていること。支援内容ごとに、対象者は異なります。
※相談については、被害届の有無は問いません。

2 犯罪被害者が置かれる状況とは

(1) 直面する様々な問題

殺人、傷害、性犯罪などの被害にあうと、突然のことに混乱し、どうしたらいいかわからなくなります。被害から数年経っても、事件を思い出して強い恐怖や怒りを感じたり、日常生活上の困難、捜査や裁判に伴う負担などが生じます。

【日常生活のこと】

- ・家事や育児が手につかない
- ・家庭内でいさかいが起きる
- ・ひきこもりがちになり、必要な用事もできなくなる

【心身の不調】

- ・感情や感覚がマヒしてしまう
- ・強い不安感
- ・眠れない
- ・食欲が出ない
- ・現実感が持てない
- ・自分を責めてしまう
- ・感情のコントロールができない

【住まいのこと】

- ・自宅や近所が被害現場で、安心できない
- ・事件がニュースになり、好奇の目で見られて、家の外に出られない

【経済的なこと】

- ・仕事に行けなくなってしまい、経済的に困窮する
- ・医療費や裁判に伴う交通費など、様々な費用がかかる

【仕事のこと】

- ・様々な手続きのために仕事を休む必要があるが、職場の理解が得られない
- ・仕事が手につかない
- ・つらくて会社に行かれない

(2) 犯罪被害を受けた後の「二次被害」

犯罪という「一次被害」だけではなく、周囲との関わりのなかで、理解や配慮に欠ける言動や対応、インターネット等による誹謗中傷などにより、更に傷つけられてしまう「二次被害」に苦しめられます。

【不適切な声かけの例】

「あなたは強い人だから大丈夫」「前向きに生きましょう」

「もっとつらい人がたくさんいます」「命が助かっただけでも良かったですね」

「あの時こうしておけば良かったのに」

3 身近な方や周囲の方ができる支援の例

- ・話は丁寧にきき、秘密は守る
- ・気持ちをそのまま受け止め、決めつけはしない
- ・安易な約束や励まし、なぐさめはせず、いつもどおり自然に接する
- ・被害の状況を人と比べたり、自責の念を助長させない
- ・無責任なうわさ話やインターネットの書き込みはしない など

犯罪被害にあうと…

犯罪被害にあうと、このようなことが起こることがあります。

●心身の不調

- ・不安になる/自分を責める/食欲不振

●生活上の問題

- ・家事や育児が手につかない

●住居の問題

- ・自宅が事件現場となり、住めなくなる

●経済的な問題

- ・生計維持者を失う/弁護士費用等

「二次被害」を知っていますか

周囲の無理解による言動、誹謗中傷等による被害を「二次被害」といいます。

●不適切な声掛けの例

- ・命が助かっただけでも良かった
- ・どうしてそんな時間に歩いていたの？

友人や家族が被害にあったら

犯罪被害にあった後には、周囲の支えが大きな力となります。

- ・気持ちを理解するように努めましょう
- ・そばに付き添いましょう
- ・安心できる状況を作りましょう
- ・話に耳を傾けましょう
- ・様々な相談相手になりましょう

小田原市以外の相談先

かながわ犯罪被害者 サポートステーション

☎045-311-4727

月曜日～土曜日

9:00～17:00

(祝休日、年末年始、かながわ県民
センター休館日を除く)

かながわ性犯罪・ 性暴力被害者ワンストップ 支援センターかならいん

☎#8891 又は

☎045-322-7379

24時間365日対応

男性及びLGBTs被害者のため の専門相談ダイヤル

☎045-548-5666

火曜日16:00～20:00

(祝休日、年末年始を除く)

犯罪被害にあわれた方へ 支援のご案内

ひとりで悩まず、
ご相談ください



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

小田原市 地域安全課
☎0465-33-1403

8:30～12:00、13:00～17:00

月曜日～金曜日

(祝休日、年末年始を除く)

小田原市犯罪被害者等支援条例に基づいた 支援

※ 条例施行（令和7年4月1日）以降に発生した犯罪等による被害が対象です。

※ 支援内容ごとに対象者が異なりますので、詳細については、相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口（問い合わせ先）

小田原市 地域安全課

0465-33-1403

8:30~12:00、13:00~17:00

月曜日～金曜日

（祝休日、年末年始を除く）

QRコード



家事及び介護等費用の助成

ホームヘルプサービスの利用費用を助成します。

● 1時間4,000円を上限に合計60時間まで

一時保育費用の助成

（未就学児の）一時保育の利用費用を助成します。

● 1人1日当たり3,000円を上限に10日まで

一時預かり費用の助成

（小学生の）一時預かりの利用費用を助成します。

● 1人1日当たり7,200円を上限に10日まで

配食サービス費用の助成

配食サービスの利用費用を助成します。

● 1人1回当たり1,000円を上限に30回まで

転居費用の助成

転居に要する費用を助成します。

● 1回当たり20万円を上限に2回まで

緊急避難場所の提供

神奈川県による緊急避難場所の提供を受けている方に延泊を提供します。

● 県による緊急避難支援に加え2泊延泊

支援金の支給

支援金を支給します。

- 遺族支援金 30万円
- 重傷病支援金（加療1か月以上）
10万円（入院3日以上）
5万円（入院要件なし）
- 性犯罪被害支援金
10万円（不同意性交等など）
5万円（不同意わいせつ等）

法律相談

犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を実施します。

● 1案件2回まで

カウンセリング

犯罪被害に精通したカウンセラーによるカウンセリングを実施します。

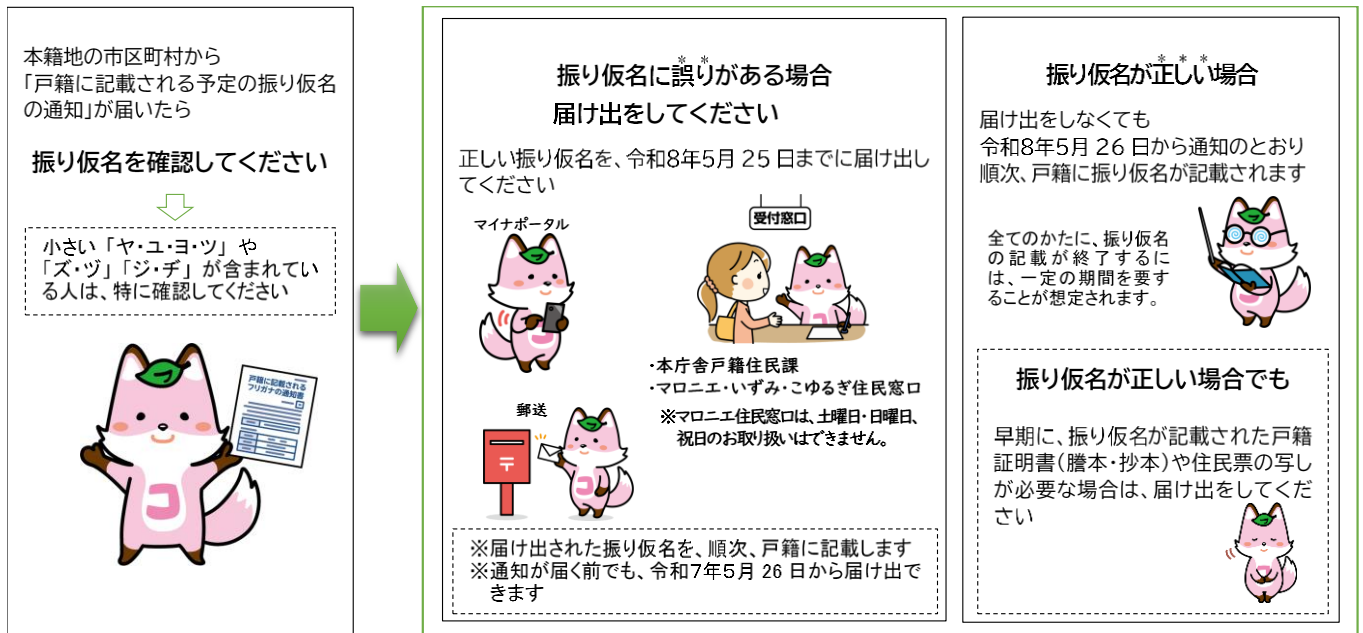
● 1案件10回まで

戸籍等への振り仮名記載の開始について

1 事業の概要

令和 7 年 5 月 26 日から、戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が始まります。

これに伴い、本籍地の市区町村から、「戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名の通知」を郵送します。通知を受け取ったら、振り仮名の記載に誤りがないか確認してください。振り仮名に誤りがある場合や、振り仮名が記載された戸籍証明書（謄本・抄本）や住民票の写しが必要な場合は、届け出をしてください。



2 通知書の発送時期

本籍地が小田原市のかたには、令和 7 年 7 月～8 月頃に発送します。

※本籍地が小田原市以外のかたは、それぞれの本籍地にお問合せください。

3 届け出について

(1) 届出期間

令和 7 年 5 月 26 日（月）から令和 8 年 5 月 25 日（月）まで

(2) 届出人

氏の振り仮名	筆頭者（亡くなっている場合は配偶者） ※筆頭者は、戸籍の最初に記載されている人です。
名の振り仮名	本人
名の振り仮名（未成年）	親権者（15～17 歳は本人または親権者）

4 住民票の振り仮名について

戸籍へ振り仮名が記載されると、住民票にも自動で振り仮名が記載されます。

届出期間中に、氏・名のどちらか一方のみ振り仮名の届け出をした場合、届け出をしていないほうの振り仮名欄は「空欄」と記載されます。令和 8 年 5 月 26 日以降、戸籍に振り仮名が記載されると、「空欄」と記載された箇所も戸籍の振り仮名が自動で記載されます。

2025年5月26日 改正戸籍法施行

2025年5月以降、
戸籍に記載する予定の
氏名のフリガナが
通知されます

フリガナが
誤っている場合は
届出をしてください

詐欺に御注意ください
フリガナの届出に当たって
法務省や市区町村に金銭を支払うよう
要求することはありません

届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、このフリガナの届出に手数料はかかりません。

届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。



コセキツネ

不審に思ったら...

- ・ お住まいの市区町村担当窓口
 - ・ 最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
 - ・ 消費者ホットライン 188 (いやや!)
- ※お近くの消費生活センター等を御案内します

改正戸籍法の施行について 詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE



警察庁
National Police Agency



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

病院事業の企業債事務手続の誤りについて

1 本事案の経緯

新病院建設事業の事業費の財源は、自己資金、国県補助金のほか、病院事業会計が借り入れる企業債で賄うこととしている。

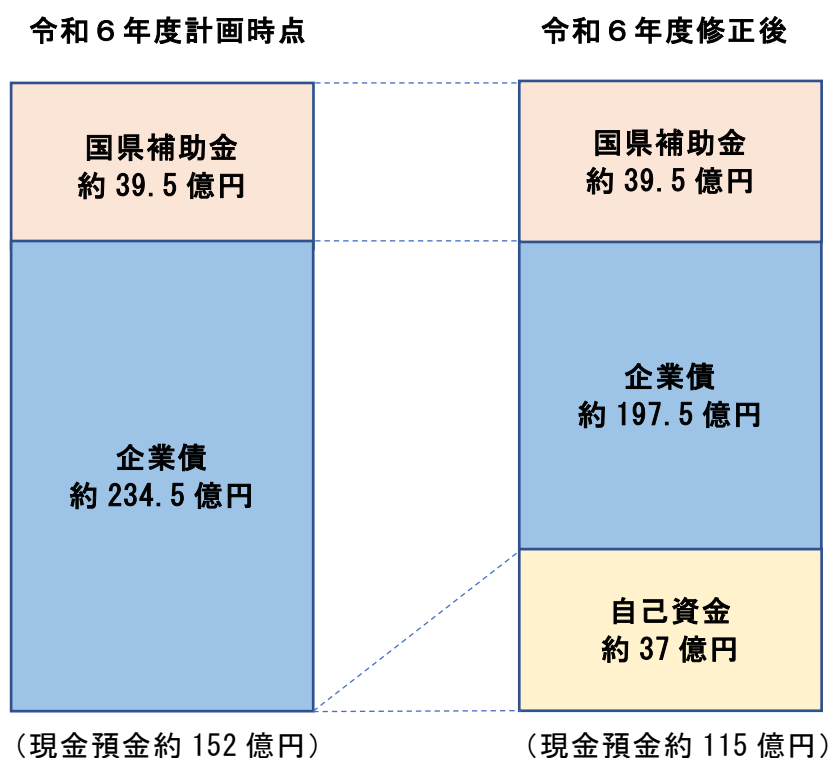
企業債の借入は、年度毎となるため、当該年度当初に県と借入予定額を協議して国の同意を得た後、年度末に工事出来高見込をもとに最終的な借入額を確定しているが、令和 6 年度分は、工事出来高見込のうち前払金として約 37 億円を除いて確定してしまった。

この前払金約 37 億円分については、発覚時点では、企業債の借入手続の期限が終了しており、追加借入を行うことができない状況であったため、病院事業会計の自己資金で充当した。

2 本事案の要因

- ・ 企業債借入に係る意思疎通、知識や認識の共有が不十分であったこと。
- ・ 組織的なチェックが不十分であったこと。

【参考】新病院建設事業（本体工事 約274億円）の財源内訳の変化



3 本事案に係る市財政、病院経営及び新病院建設事業への影響

(1) 市財政（一般会計）への影響

地方公営企業である病院事業は、地方公営企業法に基づき、独立採算の原則のもと、その経理を一般会計とは別の特別会計を設けて行っており、その収入の大部分を診療報酬等で賄い、自己資金は病院事業会計の預金現金であるため、本事案による一般会計への影響は生じていない。

(2) 病院経営への影響

病院事業は、これまで行った独自の経営改善の取組により 8 年間連続で黒字を維持してきたこと、さらには県の指定する高度医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の診療を行ったことに対する各種補助金等の収入もあり、一定程度の現金預金を保有しており、病院事業の資金計画においても、建設事業の本格的な企業債の償還の際には、自己資金の活用も考慮していたため、現状では病院経営への影響は見込まれないものの、これを機に資金計画を精査することにより、万全を期していく。

(3) 新病院建設事業への影響

新病院建設、現病院解体及び立体駐車場整備等を含めた、令和 7 年度以降の事業全体の中で、国県補助金・企業債・自己資金の財源の割合を適切に調整することが可能であるため、新病院建設事業への影響は見込まれない。

4 再発防止等

(1) 事務処理方法の見直し

まずは、企業債の借入金額の調整過程で読み合わせ等を行い、複数の職員が対象の認識や金額に誤りがないことを突き合わせて確認することとした。また、起案文には企業債の借入金額算定の考え方を明記して、二重三重に行う組織的なチェックをしやすいこととした。また、第三者（専門家）等によるチェック体制の導入などの効果的な再発防止策を検討している。

(2) 職員への対応

当該事務を担当した所管の課長以上の職員については病院事業管理者から、その他の職員については病院管理局長から、それぞれ口頭により厳重に注意するとともに再発防止を指導した。

市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証結果及び 今後の対応方針について

1 検証の概要

(1) 目的

市の事業のうち、市民等から適切性に疑念が示されたものについて、外部専門員の協力のもと、組織的な意思決定や執行プロセスに係る検証を行った。

(2) 検証期間

令和 6 年（2024 年） 7 月から令和 7 年（2025 年） 1 月まで

(3) 外部専門員

関東学院大学法学部 宇都宮 遼平 准教授

おだわら総合法律事務所 藤嶋 崇友 弁護士

(小田原市コンプライアンス推進アドバイザー)

神奈川大学法学部 柴田 直子 教授

2 懸案とされる事案の検証結果概要及び今後の対応方針

(1) 清閑亭活用事業の業務執行プロセスに関する事案

本事案に関しては、事業者が増築した建物の取扱いや定期賃貸借契約などが、相手事業者に対し、裁量権を逸脱する便宜を図るものであったのではないかという疑念があったものである。

検証の結果、事業者が増築した建物の所有権移転に関する覚書の締結に関して、市が裁量権を逸脱する便宜を図ったものとまでは言えないが、その検討体制に課題があったことは否めないこと、定期賃貸借契約の締結について、市と事業者の協議記録がなく、意思形成過程が明確でなかったこと等が挙げられた。

これらの指摘を受け、意思形成過程を含む公文書管理の適正化等を行うため、公文書管理条例の制定や文書管理規程等の必要な見直しを行う。

(2) 市政広報事業の業務執行プロセスに関する事案

本事案に関しては、市は、広報紙等を使って市長の選挙活動を支援したのではないかと、また、政策監が職権を越えて市の意思決定プロセスに関わったのではないかという疑念があったものである。

検証の結果、広報紙等により、市が選挙活動を支援したとの事実は認定できないこと、政策監が重要施策に関し調整等を行うことに法的な問題は認められなかったが、市の広報活動に関しては、市政の公正性、公平性を害しないよう留意していく。

(3) 病院再整備事業の関係者の事前訪問に関する事案

本事案に関しては、新病院建設事業者選定委員会の直前に、市長ほか市幹部が選定委員会参加事業者を訪問したことが、その後の選考に何らかの影響を及ぼしたのではないかと、また、その後の市民等からの問い合わせや公文書公開請求に対し、不当に情報公開を拒否したのではないかという疑念があったものである。

検証の結果、事前訪問は事業者選定結果への影響がなかったが、市の説明責任を果たせるよう記録を残しておくことが望ましいこと、情報公開請求においては、出席者区分や同行者に関する情報は開示すべきであったと思われること等が挙げられた。

これらの指摘を受け、意思形成過程を含む公文書管理の適正化等を図るため、公文書管理条例の制定や文書管理規程等の必要な見直しを行うほか、情報公開の原則に基づく運用を徹底するため、解釈運用手引きの見直しなど、情報公開制度の改善を図る。

(4) 市議会に対する政治倫理に関する申立に関する事案

本事案については、市が「小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せ」に基づく申立書を市議会議長に提出したことに対し、市は、市立病院再整備事業の疑惑を追及する市議へ圧力をかけるために虚偽の申立てをしたのではないかと、また、市が申合せの仕組みを利用して市議会議長に申し立てたプロセスは不適切だったのではないかという疑念があったものである。

検証の結果、市が市議会に虚偽の申立てを行ったとまでは言えないが、決裁を経ずに執行していたこと、市に情報公開を求めた議員への対応としては、バランスを欠いており、適切であったとは言い難い等が挙げられた。

これらの指摘を受け、文書管理規程等の遵守について、職員への周知徹底を図る。

(5) 市の業務に関する内部情報の取扱いに関する事案

本事案については、市が、市議会で質問のあった5つの事案に係る内部情報の管理を怠り、外部に漏らしたのではないかという疑念があったものである。

検証の結果、当該内部情報の取扱いに関して、職員が守秘義務に違反しているとは言えないとされた。

今回、違法性の指摘はなかったものの、内部情報の取扱いについては、改めて職員倫理規程等の見直しや職員への周知徹底を図る。